

## 障害者手帳保有者の世帯の生活状況について

泉田 信行\*<sup>1</sup>, 黒田 有志弥\*<sup>2</sup>

## 要 旨

「地域共生社会」の実現が進められているが、地域で暮らしていくためには、社会とつながっていることのみならず、生活の糧が得られることが必要である。所得保障については、年金を含めた高齢者の所得については議論が活発に行われているものの障害者の所得については日本において限られた議論しか行われていない。

本稿は国立社会保障・人口問題研究所が2017年に実施した「生活と支え合いに関する調査」の個票データを用いて、障害者を含む世帯の世帯全体としての経済状況とその世帯主の社会関係性について明らかにすることを目的とする。

分析の結果、障害者手帳保有者のいる世帯は経済状態や世帯主の社会関係性、生活困窮の状態がない世帯よりも相対的に悪い状態にあった。他方で手帳保有者の有無で統計的な有意差のない指標もあった。障害当事者が多数回答する、多様な調査項目を含む同種データでのさらなる分析による発展的な検証が求められる。

キーワード：障害者手帳、生活と支え合いに関する調査、経済状態、社会関係性、生活状況

社会保障研究 2019, vol. 4, no. 3, pp.311-322.

## I はじめに

「地域共生社会」の実現が進められている。「地域共生社会」は「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と説明されている。

地域で暮らしていくためには、社会とつながっていることのみならず、生活の糧が得られることが必要である。後者については、年金をはじめとする高齢者の所得については議論が活発に行われているものの障害者の所得については日本において限られた議論しか行われていない。また、前者についても管見の限りほとんど分析が進んでいない状況である。

そこで、本稿は公的統計調査の個票データを用いて、障害者を含む世帯の世帯全体としての経済状況とその世帯主の社会関係性について明らかに

\*<sup>1</sup> 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部長

\*<sup>2</sup> 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第2室長

することを目的とする。

これまで障害者の社会経済状態については、いくつかの先行研究がある。土屋（2008）は厚生労働科学研究班<sup>1)</sup>で実施された「障害者生活実態調査」（以下「実態調査」）を用いて、総務省の「全国消費実態調査」、「社会生活基本調査」の公表集計表と適宜比較しながら分析を行っている。サンプルサイズ：207である「実態調査」における単身世帯では年収が200万円未満の世帯は全体の76.7%に当たるのに対して、全国消費実態調査では28.3%に過ぎないこと、同様に、2人以上世帯については、「実態調査」では10.4%、全国消費実態調査では3.5%であることを示した。江口・川上（2009）は1992年にある地方都市で課税台帳と住民基本台帳を個人単位でマッチングし、世帯単位で集計して世帯所得を算出する手法により生活保護水準を最低生活水準としてそれを下回る世帯の割合を算出し、障害者を含む世帯の30.1%に対して、含まない世帯では23.6%であることを示した。

田中（2010）は家族本人による記入または調査に協力する施設の職員による聞き取りによって2008年にある市で実施した調査（サンプルサイズ：1,197）のうち療育手帳を持つ18歳以上の子どもの母親障害者のいる世帯の調査票から、知的障害者世帯のうち所得水準が総務省の家計調査年報における所得第Ⅰ五分位に該当する割合が50%に近いこと、ひとり親（祖父母と非同居）の場合は所得第Ⅰ五分位に該当する割合が最も高く8割近くとなること、二人親（祖父母と同居）の場合に28.9%と障害者世帯の中でも最も低くなることを示した。

田中（2019）は2011年にある市に在住する知的障害者の家族にスノーボール式に調査依頼を行って実施した同年11月の家計に関する調査票調査の結果を報告している。対象である93世帯（家族同居（68世帯）とグループホーム（以下GH、25世帯））について、家族同居の場合は52ケース、GHでは17ケースが月の家計収支が赤字であったこ

と、GH居住であっても家族からの支援を受けているケースがあること、などを指摘した。

山村（2019）は障害者福祉計画立案のために実施された自治体調査のデータを活用して次の点を報告している。就労している障害者のうち、身体障害者はほとんどが一般就労に、知的障害者と精神障害者は福祉的就労が多いこと、月収20万円を超える人が身体障害者では40%を超える一方、知的障害者では0%、精神障害者では18.7%であり、知的障害者と精神障害者では月収5万円未満の者がそれぞれ5割を超えること等を指摘した。

山田・百瀬・四方（2015）は厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査」の二次利用により、世帯票中の手助けや見守りの要否の設問に対して、「必要としている」と回答した者を要介助障害者と定義し、要介助障害者とそれ以外の者、要介助障害者を含む世帯と含まない世帯を比較して貧困率について分析を行っている。導いた結果は、(1) 未成年の要介助障害者では特別児童扶養手当を始めとする児童手当や親の就労所得が貧困を軽減していること、(2) 20-74歳では、本人所得に基づく貧困率よりは低いとはいえ、要介助障害者の貧困リスクはそうでない者より2倍高く、3割前後が相対的貧困にあること、(3) 世帯単位で見た貯蓄無しの割合も3割前後で高いこと、(4) 特に50代以降の単身の要介助障害者の貧困率が高く5割を超えること、(5) (ひとり親世帯とは異なり) 就労所得を中心とした本人市場所得が相対的貧困率を回避するための決定的な要因となること、(6) 本人就労所得がない場合、たとえ年金受給者であっても、本人の社会保障給付金だけでは所得水準を改善しきれず、同居による世帯員間の所得移転が行われたとしても、貧困率が高いままであることが明らかであること、としている。

これらの先行研究は、山田・百瀬・四方（2015）、を除くと比較的小サンプル、ないしは特定の地域における調査に基づくものであること、他方で、山田・百瀬・四方（2015）は使用した国民生活基礎調査が障害者手帳の有無を識別していないとい

<sup>1)</sup> 厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」（主任研究者 勝又幸子）による。

うデータ上の制約があると整理できよう。国立社会保障・人口問題研究所が2017年に実施した「生活と支え合いに関する調査」は国民生活基礎調査ほどの大規模なサンプルではないが、世帯員の障害者手帳の保有状況について設問があり、かつ、豊富な経済状態や社会関係性についての設問がある。本稿では、同調査の個票データを再集計することにより、先行研究が明らかにすることができなかった障害者手帳を保有する者の有無別に世帯の経済的状況・社会的関係について、住宅の状況を含めて実態を多面的に明らかにする。これにより、障害当事者の生活実態を把握・理解するための学術的な貢献を行う。

本稿は以下において次のように構成される。次節では使用するデータである『生活と支え合いに関する調査』のデータの取り扱い、分析方法について説明する。第Ⅲ節では分析結果が与えられ、第Ⅳ節ではその含意と今後の課題が検討され、最後の節で結論が与えられる。

## Ⅱ 方法

国立社会保障・人口問題研究所が2017年に実施した『生活と支え合いに関する調査』の個票データを統計法32条の規定による課室内利用により再集計を行う。世帯票及び個人票の世帯主にかかるものを、世帯番号を用いてマッチングしたデータセットを構築する。同調査は世帯主と18歳以上の世帯員が調査対象となっているが、世帯主が記載することが期待されている世帯票問12において、世帯構成員すべてについての障害者手帳の有無・種類・等級の記載が求められている。この障害者手帳の有無・種類の情報を用いて世帯における障害者の有無を判定した。

同調査は可処分所得として所得の情報を個人票で収集している。世帯の所得水準については、世帯単位で個人の所得額を集計し、世帯人員数の平方根で除した等価可処分世帯所得の十分位の情報を用いた。等価可処分世帯所得の十分位の情報のない世帯については分析から除外した。所得以外の世帯の経済状態、貯蓄の有無、取り崩し状況、

困窮経験、料金の未払い・未納等、はく奪指標について世帯票から情報を得た。また、持ち家か否か、住宅の質の情報についても世帯票から世帯単位の情報を得た。

世帯としての障害者手帳を保有する世帯の社会との関係性について世帯主の社会関係を以て把握した。個人票で18歳以上の世帯員に質問している社会関係性についての設問の回答結果を活用した。具体的には、会話頻度、外部組織への参加状況、必要な頼れる人の状況である。なお、世帯主の就業状況を世帯の経済状態の変数として活用した。

世帯として経済的困窮にあり、世帯主が孤立の状態にある場合を奥田他(2014)に従って生活困窮と定義した。経済的困窮は所得十分位で第Ⅰ十分位の場合、ないしは第Ⅰ～Ⅲ十分位にある場合と2とおり検討した。孤立については世帯主の会話頻度が2週間に一回以下の場合とした。双方の条件を満たす世帯の割合を各カテゴリー別に算出した。

分析はクロス集計表による分析とし、世帯単位での障害者手帳を有する者の有無による $\chi^2$ 乗検定を実施した。世帯単位で見ても、個人としても、障害者手帳を複数種類有する者が存在する可能性があるため、障害者手帳の種類別の割合等には世帯が重複計上される可能性がある。このため、所有する手帳の種類には比率等を示すにとどめ、障害手帳種別間の $\chi^2$ 乗検定等は実施しなかった。

分析対象の変数については、無回答・非該当を分母から除外して割合を算出した。食料や衣料の困窮経験については、「よくあった」～「まれにあった」の割合を算出した。はく奪指標については、金銭的な理由でできないとした者の割合を算出した。耐久消費財の状況としては、「買えない」とした者の割合を算出した。外部組織への参加状況については「参加したいができない」とした者の割合を算出した。必要な頼れる人のいない割合は「いない」とした者の割合を算出した。

### Ⅲ 結果

#### 1 手帳保有者に関する基礎的な集計

分析対象となる世帯数は9,217世帯であった。うち、いずれかの種類の手帳を保有する者のいる世帯（これ以後の表では「手帳あり世帯」と略記）は956世帯（10.4%）であった（表1）。ひとつの世帯に手帳を持つ者が複数いる場合も66世帯（0.7%）ほど存在した。身体障害者手帳（これ以後の表では「身体」と略記）を持つ世帯は8.0%、療育手帳（これ以後の表では「療育」と略記）は1.4%、精神障害者保健福祉手帳（これ以後の表では「精神」と略記）は1.5%であった。

個人単位で見ると、身体障害者手帳を持つ者が最も多く、すべての種類の手帳について女性よりも男性の保有者数が多かった（表2）。性別不明者を除外して、手帳別に保有者の年齢分布を見ると、身体障害者手帳を保有する者は65歳以上の者がその割合が最も高く、療育手帳については18歳

～40歳未満、精神障害者保健福祉手帳については45歳～60歳未満の者が、それぞれ割合が最も高くなっていった（表3）。

#### 2 手帳保有者の有無別の世帯の生活状況

世帯の所得・貯蓄状況、住宅の状況についての集計結果は表4にまとめられている。第I十分位の世帯の割合を見ると、手帳保有者無しの世帯は9.9%、手帳ありの世帯は13.4%と統計的に有意に手帳あり世帯の方が高かった。第III十分位までの割合を見ても、手帳保有者無しの世帯は29.5%、手帳ありの世帯は40.6%と同様の結果となった。貯蓄ありの世帯割合については有意な差はなかったが、貯蓄有りの世帯において、貯蓄を取り崩している割合については手帳保有者無し：15.3%、手帳ありの世帯：19.1%と有意差があった。障害の種類別にみると、療育手帳を保有する世帯においては12.9%である一方、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有する世帯ではそれぞれ20%を超えていた。

表1 世帯内で手帳を保有する人数別世帯数

	いずれかの種類の手帳		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
手帳保有者がいない世帯	8,261	89.6	8,482	92.0	9,089	98.6	9,078	98.5
手帳保有者が1人の世帯	890	9.7	693	7.5	124	1.4	135	1.5
手帳保有者が2人以上の世帯	66	0.7	42	0.5	4	0.0	4	0.0
合計	9,217	100.0	9,217	100.0	9,217	100.0	9,217	100.0

注：手帳の種類別では世帯を重複計上している。  
出所：筆者作成。

表2 性別手帳種類別手帳保有個人数

	男性	女性	不明	合計
身体障害者手帳	420	358	1	779
療育手帳	94	35	3	132
精神障害者保健福祉手帳	80	61	2	143

注：手帳の種類別では個人を重複計上している。  
出所：筆者作成。

表3 年齢階級別手帳種類別手帳保有個人数

	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
18歳未満	16	2.1	34	26.4	3	2.1
18歳～40歳未満	50	6.4	64	49.6	39	27.7
40歳～65歳未満	186	23.9	26	20.2	70	49.7
65歳以上	520	66.8	4	3.1	29	20.6
年齢不詳	6	0.8	1	0.8	0	0.0
合計	778	100.0	129	100.0	141	100.0

注：性別不明者を除いている。また、手帳の種類別では個人を重複計上している。  
出所：筆者作成。

表4 手帳有無・種類別世帯の所得・貯蓄状況, 住宅の状況

	手帳保有者無し		手帳あり			身体		療育		精神	
	N	割合	N	割合		N	割合	N	割合	N	割合
第I十分位の世帯	8261	9.9	956	13.4	$p < 0.05$	735	13.1	128	14.1	139	13.7
第I～第三十分位の世帯	8261	29.5	956	40.6	$p < 0.05$	735	38.6	128	46.1	139	49.6
貯蓄有り	7696	74.6	901	72.3	$p = 0.125$	697	72.2	116	75.0	131	72.5
貯蓄を取り崩している	5669	15.3	643	19.1	$p < 0.05$	496	20.2	85	12.9	95	22.1
持ち家に居住する割合	8180	73.0	948	76.5	$p < 0.05$	728	79.5	126	72.2	139	62.6
水洗トイレがある	8175	96.2	952	94.5	$p < 0.05$	731	94.1	127	96.1	139	95.7
浴室またはシャワーがある	8180	98.4	952	97.7	$p = 0.122$	731	97.3	127	100.0	139	97.8
雨漏り, 湿気, 破損などの問題がある	8114	81.9	938	77.2	$p < 0.05$	720	76.9	126	83.3	137	74.5
窓から十分な光が入らない	8110	90.9	937	89.1	$p = 0.079$	720	89.7	125	88.8	137	89.1
世帯の人数からすると手狭だ	8092	89.0	937	86.4	$p < 0.05$	718	87.0	125	78.4	138	89.9
交通の便が悪い	8112	76.6	945	72.2	$p < 0.05$	725	71.2	126	69.0	139	79.1
近隣の騒音がひどい	8110	90.2	939	90.8	$p = 0.560$	719	90.8	126	92.9	139	91.4
大気汚染, 悪臭がひどい	8102	94.9	940	94.8	$p = 0.840$	721	94.9	126	96.8	138	93.5
犯罪, 暴力, 荒らし行為に困っている	8095	96.9	943	96.1	$p = 0.196$	723	96.4	126	94.4	139	96.4
病院・公共施設・生活施設が遠い	8124	77.5	945	73.0	$p < 0.05$	725	71.4	126	77.0	139	78.4

注：手帳の種類別では世帯を重複計上している。

出所：筆者作成。

持ち家に居住する割合は手帳保有者無し：73.0%，手帳ありの世帯：76.5%と有意に手帳ありの世帯の方が高かった。障害の種類別にみると、身体障害者手帳を保有する者がいる世帯においては79.5%である一方、精神障害者保健福祉手帳を保有する者のいる世帯では62.6%であった。住宅の質についての項目は10項目あるが、半数で有意に障害者手帳を保有する世帯で質が高いと感じている割合が低かった。有意差があったのは、水洗トイレがある、雨漏り、湿気、破損などの問題がある、世帯の人数からすると手狭だ、交通の便が悪い、病院・公共施設・生活施設が遠い、であった。これらについても障害者手帳の種類によっては手帳保有者無しの世帯と同程度の割合である場合もある一方、手帳の種類によっては相対的に低い水準である場合もあった。

困窮経験等とはく奪指標の該当割合についての差の検定結果は表5にまとめられている。困窮経験等においては、食料が買えない経験、衣料が買えない経験、電気料金の未払い、電話代の未払いについて、障害者手帳を保有する世帯で該当する割合が有意に高かった。ほかの6項目では障害者手帳を保有する者の有無で差は見られなかった。はく奪指標の該当割合についても同様の結果であ

り、冠婚葬祭に出席できる、出費に備えた蓄えがある、快適な温度に保つことが出来る、火災報知器を設置している、において障害者手帳を保有する世帯で金銭的な理由で剥夺されているとする割合が有意に高かった。ほかの10項目では有意差は見られなかった。

### 3 手帳保有者の有無・種類別の世帯主の生活状況

手帳保有者のいない世帯では世帯主は78.7%が男性であるが、いずれかの種類の手帳を持つ世帯では82.7%とやや高かった(表6)。手帳の種類別に見ると、精神障害者保健福祉手帳を持つ者のいる世帯において、男性の世帯主の割合が73.4%とやや低かった。世帯主の年齢分布を見ると手帳保有者のない世帯よりもいずれかの種類の手帳を持つ者のいる世帯の方が高年齢層に分布していた(図1)。身体障害者手帳を持つ者のいる世帯の世帯主の年齢分布は70歳以上において厚くなっていた。他方、療育手帳を持つ者のいる世帯の世帯主の年齢分布は35歳～59歳において相対的に厚くなっていた。

世帯における障害者手帳保有者の有無・種類別に世帯主の社会参加、社会関係性についてみた結

表5 手帳有無・種類別世帯の困窮経験等・剥奪指標の状況

	手帳保有者無し		手帳あり			身体		療育		精神	
	N	割合	N	割合		N	割合	N	割合	N	割合
困窮経験等											
食料が買えない経験	8145	12.7	946	18.4	$p<0.05$	726	17.5	125	15.2	138	23.9
衣料が買えない経験	8136	14.0	947	20.9	$p<0.05$	726	19.8	127	18.9	139	27.3
電気料金の未払い	6844	3.0	823	4.5	$p<0.05$	624	4.8	107	2.8	126	4.8
ガス料金の未払い	6124	3.2	739	3.8	$p=0.367$	558	3.6	92	3.3	118	5.1
水道料金の未払い	6722	2.9	803	3.7	$p=0.164$	604	4.3	106	2.8	127	2.4
電話代の未払い	6833	2.9	825	4.5	$p<0.05$	622	4.5	109	4.6	128	4.7
家賃の滞納	3224	4.7	336	6.5	$p=0.123$	231	6.9	52	3.8	71	7.0
住宅ローンの滞納	2901	2.0	261	1.1	$p=0.355$	178	1.7	48	0.0	46	0.0
住民税の滞納	6334	4.5	717	6.0	$p=0.068$	545	6.2	98	3.1	101	5.9
その他の債務不履行	5245	4.7	595	6.4	$p=0.072$	726	3.4	127	0.0	137	7.3
剥奪指標											
肉・魚を含む食事をとれる	8176	0.5	954	1.0	$p=0.052$	733	1.0	128	1.6	139	2.2
医者にかかることができる	8200	0.3	954	0.4	$p=0.361$	733	0.4	128	0.0	139	0.7
歯医者にかかることができる	8198	0.3	953	0.2	$p=0.609$	733	0.1	127	0.8	139	0.0
市販の薬を買うことができる	8190	0.8	951	0.5	$p=0.429$	730	0.5	128	0.0	139	0.7
冠婚葬祭に出席できる	8139	3.7	944	5.9	$p<0.05$	725	4.8	126	2.4	137	13.9
交通費を払うことができる	8174	3.3	944	4.2	$p=0.134$	728	4.3	123	2.4	139	5.0
出費に備えた蓄えがある	8072	15.2	930	18.7	$p<0.05$	717	18.4	124	13.7	135	23.7
快適な温度に保つことができる	8158	4.2	948	7.2	$p<0.05$	729	6.6	127	4.7	138	11.6
火災報知器を設置している	8109	3.5	938	6.0	$p<0.05$	722	6.6	124	3.2	138	5.1
家族全員分の寝具がある	8176	0.5	954	1.0	$p=0.052$	733	1.0	128	1.6	139	2.2
家に洗濯機がある	8200	0.3	954	0.4	$p=0.361$	733	0.4	128	0.0	139	0.7
家にテレビがある	8198	0.3	953	0.2	$p=0.609$	733	0.1	127	0.8	139	0.0
家に固定電話がある	8190	0.8	951	0.5	$p=0.429$	730	0.5	128	0.0	139	0.7
自家用車がある	8174	3.3	944	4.2	$p=0.134$	728	4.3	123	2.4	139	5.0

注：手帳の種類別では世帯を重複計上している。  
出所：筆者作成。

表6 世帯の手帳保有者有無・種類別世帯主の性別人数

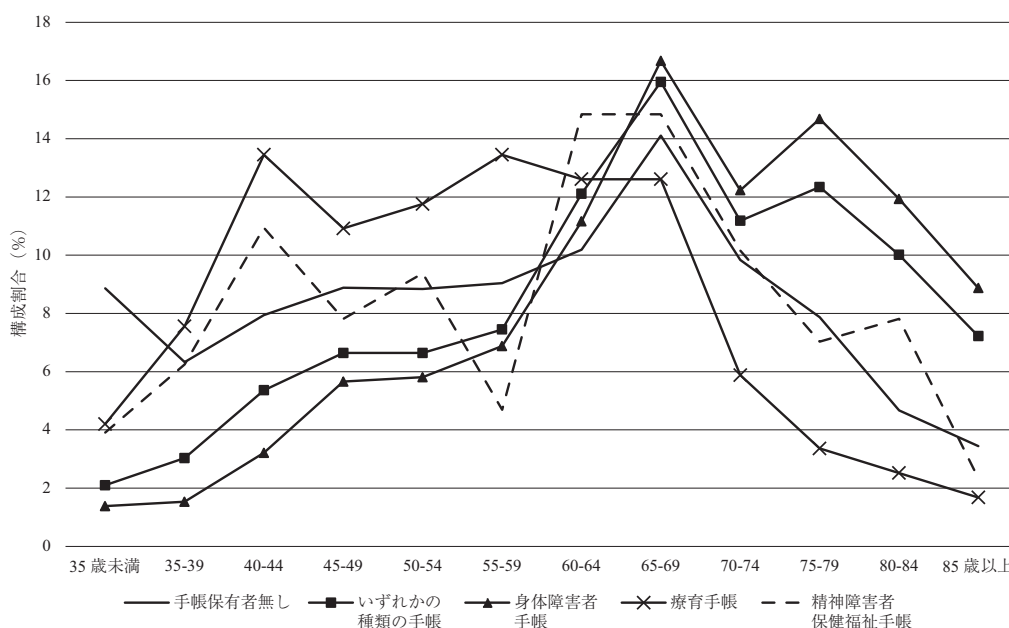
	人数			比率	
	男性	女性	合計	男性	女性
手帳保有者無し	6,160	1,664	7,824	78.7	21.3
いずれかの種類の手帳	710	149	859	82.7	17.4
身体障害者手帳	550	104	654	84.1	15.9
療育手帳	98	21	119	82.4	17.7
精神障害者保健福祉手帳	94	34	128	73.4	26.6

注：手帳の種類別では世帯主を重複計上している。  
出所：筆者作成。

果が表7である。手帳保有者のない世帯においては仕事をしている世帯主は70.3%であった。手帳あり世帯では、52.7%と有意に低かった。療育手帳を持つ者のいる世帯においては79.3%と相対的に高かった。会話頻度が2週間に1回以下の割合は手帳あり世帯で4.8%と有意に高かった。精神障

害者保健福祉手帳を保有している世帯においては6.3%となっていた。

社会組織に参加できない割合は、自治会や町内会、ボランティア・NPO、宗教団体について手帳あり世帯で有意に高かった。ほか4項目については有意な差はなかった。必要な頼れる相手のいない割合は、子どもの世話や看病、(子ども以外の)介護や看病、日頃のちょっとした手助けについて有意差がなく、ほかのすべての項目では手帳あり世帯の方が有意に高かった。障害の種類別に見ると、いざというときのお金の援助について、療育手帳を持つ者のいる世帯では17.4%と相対的に低いのに対して、精神障害者保健福祉手帳を持つ者のいる世帯の世帯主については32.0%と高くなっていた。



注：手帳の種類別では世帯主を重複計上している。  
出所：筆者作成。

図1 世帯の手帳保有者の手帳種類別世帯主の年齢階級別構成割合

表7 手帳有無・種類別世帯の困窮経験等・剥奪指標の状況

世帯主単位の集計	手帳保有者無し		手帳あり			身体		療育		精神	
	N	割合	N	割合		N	割合	N	割合	N	割合
仕事をしている割合	7455	70.3	802	52.7	$p < 0.05$	604	48.7	116	79.3	123	48.8
会話頻度が2週間に1回以下の割合	7705	3.0	846	4.8	$p < 0.05$	645	4.7	116	3.4	127	6.3
参加できない割合											
自治会や町内会	7446	6.5	818	8.9	$p < 0.05$	619	9.4	116	9.5	122	6.6
ボランティア・NPO	7187	9.6	785	12.7	$p < 0.05$	593	13.2	107	14.0	120	12.5
宗教団体	7202	1.7	794	3.7	$p < 0.05$	602	4.2	111	2.7	119	2.5
PTAや保護者会	7009	3.4	768	4.4	$p = 0.122$	575	4.3	112	7.1	118	2.5
趣味の会やスポーツクラブ	7339	11.5	798	9.4	$p = 0.07$	603	10.3	109	11.0	126	4.0
職場内の会やグループ	7070	4.8	773	6.2	$p = 0.075$	578	6.4	113	8.8	118	4.2
同じ学校出身者の会やグループ	7175	9.0	790	7.6	$p = 0.186$	594	7.9	113	9.7	119	4.2
必要な頼れる人のいない割合											
子どもの世話や看病	7032	21.4	755	23.8	$p = 0.124$	562	23.8	110	16.4	121	28.1
(子ども以外の) 介護や看病	7124	29.8	770	30.9	$p = 0.539$	577	30.3	109	33.0	122	34.4
重要な事柄の相談	7402	8.8	806	11.2	$p < 0.05$	607	11.9	114	6.1	123	12.2
愚痴を聞いてくれること	7415	8.3	809	11.1	$p < 0.05$	610	12.3	115	6.1	124	9.7
喜びや悲しみを分かち合うこと	7400	6.6	810	10.0	$p < 0.05$	612	10.9	114	3.5	124	10.5
いざという時のお金の援助	7420	19.7	818	23.7	$p < 0.05$	618	23.9	115	17.4	125	32.0
日頃のちょっとした手助け	7383	9.5	801	10.9	$p = 0.228$	605	10.7	113	8.8	123	14.6
家を借りる時の保証人を頼むこと	7198	13.1	773	16.3	$p < 0.05$	579	16.4	110	15.5	122	16.4
成年後見人・保佐人を頼むこと	7156	24.9	776	29.8	$p < 0.05$	580	29.0	113	34.5	121	33.1

注：手帳の種類別では世帯主を重複計上している。  
出所：筆者作成。

#### 4 生活困窮の状況

経済的困窮を所得第Ⅰ十分位に該当する場合としたとき、手帳保有者のない世帯については、0.8%が、手帳ありの世帯については1.6%が生活困窮の状態にあると推定された（表8）。第Ⅰ～Ⅲ十分位に入る場合を経済的困窮とした場合は、手帳保有者のない世帯：1.7%、手帳ありの世帯：2.9%であった。

表8 手帳保有者有無別世帯の生活困窮該当割合

経済的困窮	手帳保有者無し		手帳あり		
	N	該当割合	N	該当割合	
第Ⅰ十分位	7793	0.8	856	1.6	$p < 0.05$
第Ⅰ～Ⅲ十分位	7762	1.7	850	2.9	$p < 0.05$

出所：筆者作成。

#### Ⅳ 考察

本稿では、国立社会保障・人口問題研究所が2017年に実施した「生活と支え合いに関する調査」の個票データを用い、世帯票の情報から障害者手帳を保有する世帯員のいる世帯を手帳の種類別に把握した上で、手帳を保有する者の有無別に世帯の住宅の状況、経済状態、世帯主の社会関係性について比較することにより、生活困窮を含む幾つかの指標で手帳を保有する者のいる世帯は、いない世帯よりも困難な状態にあることを示した。

本稿の貢献は、全国レベルの公的統計調査を用いて、障害者手帳の有無により当事者を把握し、手帳を持つ者のいない世帯との対比の上で、世帯の経済状態のみならず、世帯主に限定されるものの、社会関係性についても実態を明らかにし、奥田他（2014）で提唱された概念である生活困窮についてまでも明らかにしたことにある。これまでの研究は山田・百瀬・四方（2015）を除き、経済状態については特定の自治体の調査対象者に対して調査を実施したという限定がある。また、社会関係性については管見の限り、生活時間配分の観点から行った土屋（2008）、社会的孤立の観点からの大村（2016）以外は分析が行われていないと考

えられる。「生活と支え合いに関する調査」の個票データが持つ豊かな情報が障害者のいる世帯のこれまで明らかにすることを可能にしたと言えよう。

特に、所得という単一の尺度だけではなく、困窮経験やはく奪指標を用いて経済状況を多面的に分析した結果、障害者手帳を保有する者のいる世帯といない世帯で統計的に差がある項目、差のない項目が明らかになった。例えば、貯蓄の有無という観点では手帳保有者の有無で差はなかった。他方で、等価可処分所得は障害者手帳を保有する者のいる世帯で低く、かつ、貯蓄有りの世帯において取り崩している割合は障害者手帳を保有する者のいる世帯において高くなっていた。本稿で得られたこの結果は田中（2019）による多くの知的障害者の家族の月の家計収支が赤字であったことの指摘と極めて整合的な結果であると言える。

はく奪指標についても、分析では、冠婚葬祭に出席できる、出費に備えた蓄えがある、快適な温度に保つことが出来る、火災報知器を設置している、だけが障害者手帳を保有する者の有無で差がある結果となった。これも障害を抱えて生きる場合に、日常生活よりも高次元な社会的活動（冠婚葬祭への出席）の参加、支出リスクへの対応（出費に備えた蓄え）に困難を抱える可能性があることを示唆するかもしれない。

さらに言えば、仕事をしている世帯主の割合は療育手帳保有者のいる世帯では79.3%と高かったが、身体障害者手帳保有者のいる世帯、精神障害者保健福祉手帳保有者のいる世帯では50%を割り込んでいた（表7）。使用したデータにおいて、療育手帳保有者のいる世帯の世帯主の平均年齢が相対的に若いと考えられるため（図1）、このような結果となったのかもしれない。他方で、療育手帳保有者のいる世帯は等価可処分所得が第Ⅲ十分位までである割合が46.1%と高かったことを踏まえると、遠山（2008）が指摘するように、知的障害者と精神障害者に福祉的就労が多いこと、福祉的就労において収入が極めて低いことなどをふまえて、本人の働き方を含めた分析が当然必要になる。また、田中（2010）は母親が障害者のケアの



専従者としての役割を担い、父親が生計中心者として外で働くという強固な性別役割分業があること、母親が就労していない場合に世帯所得が低くなる可能性を指摘しており、障害当事者だけでなく家族の働き方も考慮に入れる必要がある。

いずれにしても、このように多様な項目について比較分析を行うことは障害を抱えて生きる際に直面する困難を理解するために重要であると考えられる。もっとも、本稿の結果から障害者手帳を保有する者の全体像を描くことには十分に禁欲的である必要がある。より多数の障害者が回答する同種調査を実施して同種の分析を行って結果が異なることを確認する必要がある。さらには、障害者種別による障害特性を踏まえたより詳細な分析が必要であるようにも思われる。本稿の分析は、世帯単位での分析であることもあるが、ひとりで複数の障害認定を受けることもあり得るため、障害者手帳の種別の社会経済状態の差異については厳密な検証を行っていない。他方で、分析結果は障害特性による違いを示唆すると考えられる。例えば、持ち家に居住する割合を障害の種類別にみると、身体障害者手帳を保有する者がいる世帯：79.5%、精神障害者保健福祉手帳を保有する者のいる世帯：62.6%であった。このような結果は今回使用したデータ特有のものであるのか否か、大規模な調査で確認する必要がある学術的にはあ

らう。

異なる障害特性を持って生きることの実態を理解するためには、多くの障害当事者が回答する調査が必要であると言えそうであるが、考慮しなければならない点が少なくとも2点あるように思われる。そのひとつは調査票に誰が回答しているかという点である。例えば、山村（2019）では、利用している障害にかかる調査票の回答者について知的障害では6割は親が回答しているなど障害の種別によって大きな違いがあることを明らかにしている。もしこれが障害にかかるほかの調査票調査にも妥当するのであれば、個人に対する回答を求める調査票の設問、特に社会関係性などその個人しかわからないことも多い項目、については障害の種別によって回答内容の性質が異なってくることになる。すなわち、障害者自らが回答している場合には自らの視点から見た社会関係性が回答されていると考えられる一方、親などが代理で回答している場合には親から見た障害当事者の社会関係性が回答されることになる。潜在するこの課題を、障害当事者が回答しやすい調査票を追求することとは別に、解決する必要があるのではないか。本稿ではこのような緻密な検討が必要である点については一旦回避し、世帯主が記載する世帯票、世帯主が記載する世帯主の個人票に限定して分析を行った。障害当事者の情報について回答を

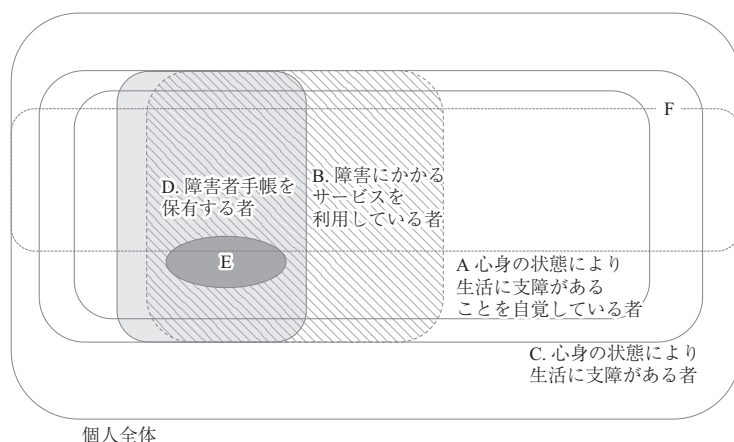


図2 先行研究における障害の把握方法

求める調査票調査ではこの点を今後さらに検討する必要がある。

もう一点は、やや抽象的であるが、誰のどのような特性を明らかにするのか、という点を吟味する必要があることである。このことは図2を参照すると理解できるであろう。心身の状態により生活に支障があることを自覚している者（Aの領域）に対して、現に支障があっても自覚していない者もいるかも知れない（Cの領域；これはAの領域を含んでいる）。生活に支障がある者のうち、障害にかかるサービスを利用している者（Bの領域）もいるが、それは障害者手帳を有する者（Dの領域）とは必ずしも一致しない。

本稿はDを対象とする分析である。課税台帳から障害者控除の有無の特定を試みた江口・川上（2009）はEの領域を調査対象としていると言えよう。山村（2019）はDUBを対象とする分析と言えよう。山田・百瀬・四方（2015）が用いた厚生労働省の「国民生活基礎調査」は、仮に世帯主が世帯員の状況を記載しているケースが含まれるならば、Fの領域がデータに含まれることになる。彼らは見守りの必要なものうち介助が必要な者を要介助障害者と定義して本人の就労状況・所得、世帯の所得水準について分析するために、その分析の前段において、加齢起因の障害であるか否かについて綿密に識別を行っている。障害手帳を保有している者の状態について明らかにする分析であるためのこのプロセスはFの領域を対象としたデータからD（ないしはDUB）を特定化する努力であると言えよう。

障害者手帳を持つ個人の生活上の困難を把握するのであれば、Dに属する個人を調査対象とするか、Dに属する個人であることを識別できる調査項目（障害者手帳の有無）を調査票に含むことが必要となる。他方、原因が加齢であれ先天的なものであれそのほかのものであれ、現に生活上直面している（身体的・精神的、そのほか）制約により直面する生活上の困難について明らかにすることを目的とするのであれば、まさに山田・百瀬・四方（2015）が用いた厚生労働省の「国民生活基礎調査」の個票を用いた分析が必要になると考え

られる。本稿では障害者手帳を保有する個人について明確に識別して分析を行ったが、障害者手帳を持たないながらも現に障害を負っている個人や世帯の置かれている状況については識別することができない。それゆえ、本稿と山田・百瀬・四方（2015）は相互補完的な位置づけにあると言えよう。これらを踏まえると、障害者の暮らしをより深く理解するためには、障害者手帳を持つ個人や障害サービスを利用する個人を対象とした（それらの個人を識別できる調査項目を含んだ）大規模な調査票調査、より一般的な生活困難を把握できる形の大規模な調査票調査、そして障害が困難を生み出すプロセスに迫れる質的調査、のいずれもの分析がさらに進められることが必要とされるのではなかろうか。

## V 結論

「生活と支え合いに関する調査」を用いて障害者手帳を持つ世帯の経済状態、住宅の状況、世帯主の社会関係性について多面的に明らかにした。同調査の個票データの分析をより深めるだけでなく、障害種別を踏まえたより多数の障害当事者が回答する調査データの分析やより一般的な生活上の困難についての調査データの分析を質的調査分析も含めて併用することが障害当事者の生活実態を把握・理解するために重要であると考えられた。

### 参考文献

- 江口英一・川上昌子（2009）『日本における貧困世帯の量的把握』法律文化社。
- 奥田知志・稲月正・垣田裕介・堤圭史郎『生活困窮者への伴走型支援：経済的困窮と社会的孤立に対応するトータルサポート』明石書店、2014年。
- 大村美保（2016）「障害者の社会的孤立とその対応に関する文献検討」東洋大学『福祉社会開発研究』No.8, pp.49-58。
- 田中智子（2010）「知的障害者のいる家族の貧困とその構造的把握」『障害者問題研究』第37巻第4号, pp.21-32。
- （2017）「成人期障害者の母親におけるケアと就労の両立困難」『佛教大学総合研究所共同研究成果報告論文集』第5号, pp.135-156。

- (2019)「障害者のいる世帯の貧困の特質と社会的支援の課題」『社会福祉研究』第134号, pp.57-64。
- 土屋葉 (2008)「障害者の自立支援に向けた生活実態把握の重要性—「障害者生活実態調査」の結果から—」『季刊社会保障研究』Vol.44, No.2, pp.196-211。
- 遠山真世 (2008)「障害者の就労問題」『季刊社会保障研究』Vol.44, No.2, pp.161-170。
- 山田篤裕・百瀬優・四方理人 (2015)「障害等により手助けや見守りを要する人の貧困の実態」『貧困研究』Vol.15, pp.99-121。
- 山村りつ (2019)「貧困の中の障害者/障害者の中の貧困—社会構造の壁と就労支援の意味」埋橋孝文 同志社大学社会福祉教育・研究支援センター編『貧困と就労自立支援再考—経済給付とサービス給付—』法律文化社, pp.98-117。

(いずみだ・のぶゆき)  
(くろだ・あしや)

## **Living Conditions of Households with Disability Certificate Holders**

Nobuyuki IZUMIDA<sup>\*1</sup> and Ashiya KURODA<sup>\*2</sup>

### Abstract

The realization of an “inclusive society” is being promoted, but for citizens to live in their own region, it is necessary not only to be connected to society but also to earn their living. In Japan, there is an active debate about the income security of elderly people, including pensions, but there is only a limited discussion about the income of persons with disabilities.

Using individual data from the “The National Survey on Social Security and People’s Life,” conducted by the National Institute of Population and Social Security Research in 2017, this paper examines the economic situation of the families including the disabled and their householders’ relationship with local communities.

The results of the analysis revealed that in terms of the economic conditions of the families and the social relationships of the heads of the household, the families with disability certificate holders are in a relatively worse condition than those without. On the other hand, with regard to other indicators, statistically significant differences are not recognized between the households with certificate holders and those without. There is a need for further verification through detailed analysis of similar data, including various survey items with responses from persons with disabilities.

Keywords : Disability Certificate, The National Survey on Social Security and People’s Life, Social Relationship, Living Conditions

---

<sup>\*1</sup> Director, Department of Empirical Social Security Research, National Institute of Population and Social Security Research

<sup>\*2</sup> Senior Researcher, Department of Theoretical Social Security Research